

直轄事業に関する意見交換会 参考資料

平成21年4月
国土交通省

直轄事業負担金の趣旨

- 国が国家的な見地から行う国直轄事業は、地域に及ぶ便益に見合って、地方公共団体にも応分の負担。なお、地元負担がなくなると、事業量が限られる中で、整備が遅れており、負担をしてでも事業を実施したい地方公共団体の期待を損なうおそれがある。
- 建設費は一時的に多額の費用を要することから、国が多めの3分の2を負担。

主な負担割合

事業名	新築又は改築	維持、修繕その他の管理
道路	通常の新設又は改築 国2/3 都道府県1/3	維持及び修繕 国5. 5/10 都道府県4. 5/10
河川	通常改良工事 国2/3 都道府県1/3	維持及び修繕 国5. 5/10 都道府県4. 5/10
都市公園	新設、改良 国2/3 都道府県1/3	維持その他の管理 国5. 5/10 都道府県4. 5/10
港湾	特定重要港湾における水域施設、係留施設等の建設又は改良 国2/3 港湾管理者1/3	直轄管理なし
空港	基本施設の新設又は改良 国2/3 都道府県1/3	国全額

後進地域特例

○財政力指数が低い都道府県に対しては、後進特例法(後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和36年法律第112号))により、その財政力に応じ、以下の算定式により、国庫負担率を上げている。

$$\text{引き上げ率} = 1 + 0.25 \times \frac{(\text{0.46} - \text{〇〇県の財政力指数})}{(\text{0.46} - \text{財政力指数が最少の団体の財政力指数})}$$

○例えば、引き上げ率1.25倍の島根県、高知県であれば、(国の負担割合が3分の2から6分の5になるため)3分の1負担のところを6分の1に半減。

平成21年の引き上げ率

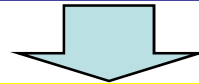
適用団体	引上率	適用団体	引上率
北海道	1.07	島根県	1.25
青森県	1.16	徳島県	1.16
岩手県	1.17	愛媛県	1.05
秋田県	1.19	高知県	1.25
山形県	1.15	佐賀県	1.14
新潟県	1.03	長崎県	1.19
福井県	1.05	熊本県	1.08
山梨県	1.03	大分県	1.11
奈良県	1.03	宮崎県	1.17
和歌山県	1.15	鹿児島県	1.17
鳥取県	1.22		
		団体数	21団体

1. 地方分権推進委員会「第2次勧告」(平成9年7月8日)

2. 国庫補助金及び国庫負担金の区分に応じた整理合理化の方策

(7) 国直轄事業負担金

- ④ 公共事業等の事務費(事業費支弁事務費)については、国直轄事業と国庫補助事業の事業執行のあり方等も踏まえつつ、対象となる経費の内訳や範囲等について均衡のとれたものとする。



2. 事務費に係る直轄事業負担金の見直し

平成5年度～ 「赴任旅費」「航海日当食卓料」「賠償償還及払戻金」「国有特許発明補償費」を地方分担対象より除外

平成11年度～ 「休職者給与」を地方負担対象から除外
(※人事管理上の観点から国が支払うべきものと考えられるため除外)

平成12年度～ 「国有資産所在市町村交付金」を補助金地方事務費の対象に追加
(※直轄事業負担金との均衡を考慮し追加)

平成13年度～ 「失業者退職手当」及び「恩給負担金」について、特別会計負担分として一般会計へ繰り入れる分を地方負担対象より除外
(※国家公務員全般に係る給与上の措置(=直轄事業の管理に係るものではない)とみなして全額国で負担)

平成16年度～ 負担金の内、事務費分を明記
平成17年度～ 事務費の内、人件費について明示

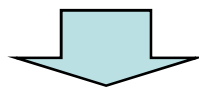
1. 地方分権改革推進会議「事務・事業の在り方に関する意見」(平成14年10月30日)

(3) 事業主体としての国と地方の役割分担の明確化と直轄事業に係る国と地方の関係の明確化

【事業主体としての国と地方の役割分担の明確化の観点からの具体的措置】

○ 地方公共団体と地方部局との定期的会議の開催【平成14年度中に実施】

地方公共団体幹部と国土交通省の地方部局幹部の定期的会議を設置し、事業等に係る情報交換・意思疎通の円滑化を図る。



2. 定期会議に係る取り組み

時期	会議、通知の概要
年度当初 (5、6月)	<ul style="list-style-type: none"> ●知事(政令市長)・地方整備局長会議 ●定期会議 <p>{ 主要事業の進め方等について意見交換 }</p>
概算要求後 (10月～12月)	<ul style="list-style-type: none"> ●事業計画通知 (地整局長→知事等) ●関係都道府県市との定期会議 <p>{ 次年度の予定事業内容と事業進捗見込み(事業費見込みの上下限を含む。)を通知。 また、定期会議でこれについて意見交換を実施。 }</p>
予算成立後 (4月以降)	<ul style="list-style-type: none"> ●直轄事業負担金予定額通知 (本省各局長→知事等) ●事業計画通知 (地整局長→知事等) <p>{ 直轄事業負担金の予定額や、当該年度の事業概要、箇所別事業費を通知。 }</p>

【平成20年度予算に関する説明状況 島根県の場合】

平成19年6月4日 : 島根県知事・中国地方整備局長会議
平成19年6月7日 : 島根県と中国地方整備局との定期会議

平成19年10月15日 : 事業計画通知

平成19年10月17日 : 島根県と中国地方整備局との定期会議

平成20年4月1日※ : 直轄事業負担金予定額通知

平成20年5月19日 : 事業計画通知

※ 道路分については、平成20年5月14日

維持管理費の推移

- 地方公共団体の厳しい財政事情も踏まえ、安全を確保できる範囲で、できる限りのコスト縮減に努めている。
- 維持管理に係る直轄事業負担金は、2,129億円(平成15年度)から1,909億円(平成19年度)へ減少している(▲10%)。

国交省関係の直轄事業負担金の推移(決算ベース)

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
直轄事業負担金		993,806	1,047,861	989,277	1,010,995	1,016,543
うち 維持管理費	全体	212,944	218,497	206,984	191,459	190,932
	治水事業	67,079	67,573	67,110	66,745	67,115
	道路事業	143,213	148,207	137,209	122,107	121,157
	公園事業	2,652	2,717	2,665	2,607	2,660